

今治市工事成績評定要領

(目的)

第 1 条 この要領は、今治市工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、今治市が発注する工事（検査要綱第 2 条第 1 項に規定する工事及び委託業務をいう。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、総務部契約課において契約を締結する請負代金額 130 万円をこえる工事及び、50 万円をこえる委託業務について行うものとする。ただし、特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事については、この限りでない。

2 前項の請負代金額以下の工事及び委託業務については、別途定める運用基準により行うものとする。

(評定の内容)

第 3 条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び品質等を評価する。

(評定者)

第 4 条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員（検査要綱第 2 条第 5 号に定める者）並びに工事担当課長（検査要綱第 2 条第 3 号に定める者）及び監督員（検査要綱第 2 条第 4 号に定める者）とする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、工事ごとに行い、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

2 検査員が行う評定のうち、修補部分に係る評定は、修補前の状態に基づき行うものとする。

3 評定は、別記様式第 1「検査調書（検査報告書）」（以下「検査報告書」という。）別記様式第 2「細目別評定点採点表」、及び別記様式第 3「工事成績採点の考査項目別運用表」により行うものとする。

4 評定にあたっては、別紙 4 の「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（別記様式第 5）を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定の時期)

第 6 条 評定の実施時期は、検査員については検査を実施した時、工事担当課長及び監督員については工事が完成した時とする。

(検査報告書の復命)

第 7 条 検査員は評定を行った後、検査報告書 (別記様式第 1 (工事) (委託業務)) を作成し、遅滞なく市長に復命するものとする。

(評定結果の通知)

第 8 条 市長は、検査員から検査報告書の提出があった時は、遅滞なく当該工事の請負者に対して検査の結果を、工事完成検査済証 (別記様式第 6 (検査要綱様式第 7 号)) により通知するものとする。

(説明請求)

第 9 条 前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、市長に対して、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 前項の規定による書面の提出先は、工事担当課とする。

(説明請求に対する回答等)

第 10 条 前条の規定により説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書 (別記様式第 7) により回答をするものとする。

2 市長は、前項の規定により回答しようとする場合において、必要があると認めるときは、工事成績評定審査委員会 (今治市工事成績評定審査委員会設置要領 (平成 17 年 4 月 1 日制定)) に意見を求めることができる。

(評定の修正)

第 11 条 市長は、前条第 2 項の工事成績評定審査委員会の意見により、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の検査に係る工事から適用する。

注) 工事成績表の作成について

- 1 各考査項目ごとの採点は、別紙 の工事成績表「考査項目別運用表」による。
- 2 工事成績を評価する上での総合評価の標準については、下記のとおりとする。

総合評価の標準（参考）

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準	
A	80点以上	他の模範となる優秀なもの	
B	75～80点未満	標準的 工事	標準的な中で良好なもの
C	65～75点未満		標準的なもの
D	60～65点未満		今後改善すべき事項があるもの
E	60点未満	今後指名等に影響を及ぼす恐れのあるもの	

別記様式第1 検査調書(検査報告書)(工事)

供 覧	市長	助役	部長	課長	課長補佐検査員			
				課長	課長補佐	係長	係	
				契約課				

今 治 市 長 様

検査員氏名
立会人氏名

印
印

検 査 調 書
(検査報告書)

工事番号																	
工事名											契約金額(最終) ￥	-		検査年月日			
請負者名											工期	-		完成年月日			
考 査 項 目			監督員					主管課長									
			氏名					氏名					氏名				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10											
	. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10											
2. 施工状況	. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-5.0	-15	
	. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15						
	. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15						
	. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0											
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	
	. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-15	-25	
4. 高度技術	. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		
	. 高度技術力 3			+13													
5. 創意工夫	. 創意工夫 3			+7.0													
6. 社会性等	. 地域への貢献等 4						+10	+5.0	0								
加 減 点 合 計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					
評 定 点 (65±加減点合計)		点					点					点					
7. 評定点計	既成・中間検査があった場合 検査員評点 = 既成・中間検査評定点 点 × 0.5 + 今回検査評定点 点 × 0.5 = 点 ただし、(既成、中間)が2回以上の場合は、平均値とし、その50%と完成検査評点の50%を加算したものが検査員評点となる。 点 × 0.4 + 点 × 0.2 + 点 × 0.4 = 点																
8. 法令遵守等 4																	
9. 評 定 点 合 計																	
出 来 形	(点)																
特記事項	(監督員)					(主管課長)					(検査員)						

- 1,2,3の評定(65点±加減点合計)4,5,6の評定(加点合計)-8の評定(減点)=評定点。 各評価点(~)は小数第1位まで記入する。 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。
- 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- 各検査項目ごとの採点は、担当監督員は、別紙-1、担当課長は、別紙-2、検査員は、別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち担当監督員、担当課長が記入する。

別記様式第1 検査調書（検査報告書）（業務委託）

供 覧	市 長	助 役	部 長	課 長	課長補佐検査員			
			契 約 課	課 長	課長補佐	係 長	係	

今 治 市 長 様

検査員氏名

印

検 査 調 書
(検 査 報 告 書)

委 託 番 号					
業 務 委 託 名					
契 約 金 額		¥			
請 負 者 名					
契 約 年 月 日					
履 行 期 間		~			
完 成 年 月 日					
検 査 年 月 日					
検 査 の 場 所 資 料		現地、工事写真、試験成績表			
出 来 形		% ¥			
検 査 種 別	監 督 員		主 管 課 長		検 査 員
	氏名		氏名		氏名
業 務 の 実 施 計 画 段 階	業 務 の 理 解				
	事 前 準 備				
	打 ち 合 わ せ 協 議				
	設 計 業 務 実 施 計 画 書				
	(小 計)				
	細 目 別 評 定 点				
業 務 の 遂 行 段 階	打 ち 合 わ せ 協 議				
	工 程 管 理				
	照 査				
	技 術 力				
	目 的 の 達 成 度				
	(小 計)				
	細 目 別 評 定 点				
成 果 品	と り ま と め				
	(小 計)				
	細 目 別 評 定 点				
評 定 点					

備考:この検査調書は、考査項目別運用表に基づき作成する。

別記様式第5（今治市工事成績評定要領第5条関係）

年 月 日

（発注者） 様

請負者 住所
氏名

印

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

年 月 日契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
項 目	
提 案 内 容	
実 施 状 況	

工事完成検査済証

年 月 日

請負者様

今 治 市 長

下記の工事について、しゅん工検査を終了し工事の完成を確認したので、本書を交付します。

記

- 1 . 工事番号
- 2 . 工事名
- 3 . 請負代金額
- 4 . 総合評点

評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により説明を求めることが出来ます。
回答は書面により郵送します。

別記様式第7（評定要領第10条関係）

年 月 日

請 負 者 様

今 治 市 長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました工事成績評定の内容について、下記の通り回答します。

記

- 1 . 工事番号
- 2 . 工 事 名
- 3 . 評定内容の説明